

営業届記載例
(臨時出店)

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

青森市保健所長 殿

☆提出方法☆

- ①持参、郵送：〒030-0962
青森市佃2-19-13 青森市保健所生活衛生課
- ②FAX:017-765-5283
- ③メール:seikatsu-eisei@city.aomori.aomori.jp
- ④食品衛生申請等システム

可申請書・営業届 (新規、継続)

の規 ☆問合せ☆ します。
 の目 青森市保健所生活衛生課食品衛生チーム します。
 タに TEL:017-765-5293 ください。(□)

申請者・届出者情報	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	電子メールアドレス：□□□@□□□.com		法人番号：〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地 青森市青森一丁目1-1			法人のみ記載
営業施設情報	(ふりがな) げんきぷらざかい だいひょうりじ あおもり たろう	(生年月日)	個人のみ記載	
	申請者・届出者氏名 ※法人にあっては、その名称及び代表者の氏名 元気プラザ会 代表理事 青森 太郎			年 月 日生
	郵便番号：〇〇〇-〇〇〇〇	電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇	FAX番号：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
電子メールアドレス：△△△@△△△.com		主な出店場所(イベント開催場所)の所在地や建物名等を記載		
施設の所在地 青森市柳川1丁目2-3 青森駅ビルラビナ軒先		資格取得者は該当する資格を丸囲みし、免許状(写)などを添付 食品衛生責任者講習会の受講者は講習会の名称・受講日を記載し、修了証(写)などを添付		
(ふりがな) げんきしょうてん	資格の種類 食管・食監・調・製・栄(○) 船舶・と畜・食鳥			
施設の名称、屋号又は商号 元気商店		受講した講習会 都道府県知事等の講習会(適正と認める場合を含む) 講習会名称 年 月 日		
(ふりがな) あおもり はなこ	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装 調理品			
食品衛生責任者の氏名 ※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。 青森 花子		自由記載 固定店舗で調理し容器詰めしたものを屋外で販売		
自動販売機の型番	自動販売機のみ記載	業態 臨時		
HACCPの取組	※引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input checked="" type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理			
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設		<input type="checkbox"/>	
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。		記載不要 <input type="checkbox"/>	
営業届出	営業の形態		備考	
	1	13 その他の食料・飲料販売業		
	2			
担当者	(ふりがな) あおもり みのる		電話番号	
	担当者氏名 青森 実		〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

番号	区分	業種
1	旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
2		食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
3		乳類販売業
4		氷雪販売業
5		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※1
6	販売業	弁当販売業
7		野菜果物販売業
8		米穀類販売業
9		通信販売・訪問販売による販売業
10		コンビニエンスストア
11		百貨店、総合スーパー
12		自動販売機による販売業（5 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）
13		その他の食料・飲料販売業
14	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第 13 条第 1 項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15		いわゆる健康食品の製造・加工業
16		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17		農産保存食料品製造・加工業
18		調味料製造・加工業
19		糖類製造・加工業
20		精穀・製粉業
21		製茶業
22		海藻製造・加工業
23		卵選別包装業
24		その他の食料品製造・加工業
25		上記以外のもの ※2
26	集団給食施設	
27	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	
29	その他	

（改正法による改正後の法第 54 条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業は除く。）

※1 旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

※2 改正法による改正後の法第 68 条第 3 項において準用されるものを含む。